

京都市告示第 3 9 3 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和元年 1 0 月 1 7 日

京都市長 門 川 大 作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
大聖寺	京都市上京区烏丸通上立売下る御所八幡町 1 0 9 番 1
宝鏡寺	京都市上京区寺之内通堀川東入百々町 5 4 7 番 1
法輪寺 (だるま寺)	京都市上京区御前通西裏上ノ下立売西入行衛町 4 5 6 番 1, 4 5 6 番 2, 4 5 6 番 3, 4 5 7 番, 4 5 8 番
水火天満宮	京都市上京区堀川通寺之内上る東入扇町 7 2 2 番 1 0
明覺寺	京都市下京区新町通正面下る平野町 7 8 0 番, 7 8 1 番, 7 8 3 番, 7 8 3 番 1, 7 8 5 番, 7 8 5 番 1
栗原邸	京都市左京区岡崎東福ノ川町 1 0 番 1 (一部)
天道神社	京都市下京区仏光寺通猪熊西入西田町 6 1 5 番

(都市計画局都市景観部景観政策課)